

環境保護部文書

環発[2009]58号

《国家環境保護技術評価とモデル管理弁法》の公布に関する通知

インデックス番号：000014672/2009-00375

分類：環境科学技術及びその管理情報/環境科学技術管理

公布部門：科学技術標準司

制定日：2009年05月25日

名称：《国家環境保護技術評価とモデル管理弁法》の公布に関する通知

キーワード：環境保護 技術評価 モデル 弁法 通知

文書番号：環発[2009]58号

各省、自治区、直轄市環境保護庁（局）、新疆生産建設兵団環境保護局：

環境保護の技術進歩の促進、環境管理の政策決定における科学性の強化、環境保護の投資効果・利益の向上、環境保護技術の評価とモデル等の活動の規範化のため、《中華人民共和国環境保護法》及び《国务院の科学的發展観の実施・環境保護の強化に関する決定》の関連規定に基づき、環境保護部は《国家環境保護技術評価とモデル管理弁法》を制定した。ここに公布し、これに従い執行するよう求める。

別紙：国家環境保護技術評価とモデル管理弁法

二〇〇九年五月二十五日

キーワード：環境保護 技術評価 モデル弁法 通知

別紙：

# 国家環境保護技術評価とモデル管理弁法

## 第一章 総則

### 第一条

環境保護の技術進歩の促進、環境管理の政策決定における科学性及び環境保護の投資効果・利益の向上、先進的且つ成熟した環境保護技術の導入、整った環境保護技術の評価とモデル制度の構築、環境保護技術の評価とモデル等活動の規範化のため、《中華人民共和国環境保護法》と《国务院の科学的発展観の実施・環境保護の強化に関する決定》の関連規定に基づき本弁法を制定する。

### 第二条

本弁法は環境保護行政主管部門が展開する環境保護技術の評価とモデル活動の管理に適用する。

中央或いは地方の財政資金補助を利用する環境保護技術モデルプロジェクト及びその他の環境保護行政主管部門の管理に組み込まれた環境保護技術モデルプロジェクトは、本弁法に基づき管理を行わなければならない。

### 第三条

本弁法における環境保護技術とは、汚染処理、生態系の回復、クリーナー・プロダクション、循環型経済等、汚染防止技術と関連する製品及び設備、また環境モニタリング技術とその製品をいう。

### 第四条

環境保護技術評価とは、規定のプロセス、方法に基づき、環境保護技術のレベル、信頼性、環境と経済の効果・利益及びリスク等について行われる評価、検証、論証、審査等の活動をいう。

## 第五条

環境保護技術モデル（以下略称《技術モデル》）とは、環境保護業務のニーズに基づき、《国家先進環境保護技術モデル名簿》（以下略称《モデル名簿》）に依拠し、規定のプロセスを経て承認され、中央或いは地方財政資金補助を利用するかまたは企業自らが調達した資金を環境保護行政主管部门の管理に組み入れ、汚染防止の新技术、新工程及び資源総合利用率が高く汚染物の産出量が少ないクリーナー・プロダクション技術や工程に対して行われるモデル活動をいう。

## 第六条

国家環境保護行政主管部门は全国の環境保護技術評価、技術モデル業務の管理、指導、調整及び監督を担う。主な職責は、

（一）国家環境保護技術評価、技術モデル制度を打ち立て、環境保護の管理内容に適応する環境保護技術評価と技術モデルのシステムを構築する。

（二）国家環境保護技術評価、技術モデル実施の細則、指針、規範等の指導的文書を公布する。

（三）《国家が奨励する環境保護技術目録》（以下略称《奨励目録》）と《モデル目録》を制定・公布する。

（四）技術モデルプロジェクトの選定、審査を担い、プロジェクトの管理業務を行う。

（五）省レベル以上の技術評価機構の業務委託及び指導を担う。

（六）環境保護技術評価、技術モデル関連の国際協力と交流を展開する。

## 第七条

省、自治区、直轄市の環境保護行政主管部門は、管轄地域の環境保護技術評価、技術モデルプロジェクトの手配、調整や管理業務を担う。主な職責は、

(一) 申請と一次審査、ならびに国家環境保護行政主管部門へ当該地域の《奨励目録》、《モデル目録》の技術推薦を担う。

(二) 当該地域の技術モデルプロジェクトの申請、一次審査、推薦を担う。

(三) 国家が定める技術モデルプロジェクトの日常的監督・管理及び国家環境保護行政主管部門がプロジェクトの執行状況について行う追跡調査への協力を担う。

(四) 当該地域の技術モデルプロジェクトの選定、立案及び管理・査収等の業務を担う。

(五) 当該管轄地域の環境保護技術評価業務の管理を担う。

## 第二章 技術評価

### 第八条

環境保護行政主管部門が環境保護技術と関連する管理業務或いはプロジェクト審査を行う場合、環境保護技術評価の結果を依拠としなければならない。以下の状況においては、必ず技術評価を行わなければならない。

(一) 《奨励目録》、《モデル目録》及び環境保護奨励等の関連技術。

(二) 中央或いは地方財政資金が援助する汚染防止新技術、新工程モデルプロ

プロジェクトの関連技術。

(三) 中央或いは地方財政資金が援助する各種環境保護計画の実施及び重点流域・地域の環境汚染総合整備、重点省エネ・排出削減や汚染処理プロジェクト等、評価が必要とされる技術。

(四) 各種汚染防止技術の政策、指針、指導規則、規範の制定等、環境管理サービスにおける環境保護技術などの指導文書の主要技術。

(五) 中央或いは地方財政資金が支援する環境保護技術成果の転化プロジェクトの立案、融資、投資過程において評価が必要とされる技術。

(六) 国家或いは地方財政資金の援助を利用し、すでに実証或いは事業化試験が終了した産業化の可能性のある採用予定の新技术・新工程や新製品、導入予定である国外の環境保護技術・製品や設備。

(七) 法規・法律が評価を求める技術。

## 第九条

環境保護行政主管部門は業務ニーズに基づき、評価機構或いは評価専門家委員会（評価専門家グループ）に委託し、技術評価を行わなければならない。技術評価は一般に、種類別技術総合評価、新技术実証評価、同類技術選定評価の三種に分けられる。

(一) 種類別の既存技術については、評価機構に委託し、その技術の先進性、有効性、信頼性、経済性、応用の可能性、適用範囲、技術と市場のリスク及び問題点等について総合評価を行わなければならない。

(二) すでに実証或いは事業化試験を完了し、産業化の可能性のある種類別新技術・新工程や新製品及び財政資金を利用し国外から導入する技術・工程や製品は、評価機構に委託し、その技術の事業性について試験実証を主要内容とする実証評価を行わなければならない。

(三) 同一応用分野または同一技術原理による多種類の技術については、種類別技術総合評価或いは実証評価を基に、応用または技術分野の組織に依るか或いは評価専門家委員会（評価専門家チーム）に委託し、その技術の事業性に対して選定評価を行わなければならない。

## 第十条

環境保護技術評価は、客観、科学、公正、独立の原則を遵守し、技術、経済と環境効果・利益、定量と定性、専門の評価担当職員と技術専門家の評価、それぞれがマッチする方式を採用し行わなければならない。

## 第十一条

技術所有側（技術機関）は、評価の実施細則、指針、規範等の技術文書の内容に基づき、偽りのない詳しく整った技術資料及び省レベル以上の環境モニタリング機構が作成したモニタリング報告と省レベル以上の環境モニタリング機構或いは検査測定機構が作成した技術性能実証測定報告を提出しなければならない。

## 第十二条

評価機構或いは評価専門家委員会（評価専門家チーム）は評価委託を受けた後、評価指針、規範等の技術文書及び委託内容に基づき、単独で評価業務を行わなければならない。評価の終了後、業務を委託した環境保護行政主管部門へ技術評価報告書を提出しなければならない。

同類技術選定評価については、その評価結果を専門家委員会（専門家チーム）会議或いは通信連絡を経て有効とする。

### 第十三条

評価機構或いは評価専門家委員会（専門家チーム）は、評価結果、結論及び評価報告の科学性・客観性・真実性について責任を負わなければならない。

### 第十四条

評価結論は評価される技術の実行可能性、適用範囲、適用条件、達成可能な環境、技術や経済指標及び技術リスクを明確にしなければならない。「国内先進」「国内初」「世界トップ」「世界先進」「空白を埋める」等の抽象的用語を濫用してはならない。

### 第十五条

環境保護行政主管部門は、商業機密、知的所有権に関与せずまた国家の安全という前提の下、環境保護技術評価の結果を公表する。

環境保護技術評価の結果は、環境保護科学技術成果の登記、統計、奨励等の依拠とすることができる。

### 第十六条

環境保護行政主管部門の手配或いは委託された技術評価業務は、その評価の経費を同レベルの財政予算に組み入れ、手配、委託した環境保護行政主管部門より支払われなければならない。

### 第十七条

環境保護技術評価の実施細則、指針、規範等の技術文書は、国家環境保護行政主管部門が別途制定する。

### 第三章 技術モデル

#### 第十八条

国家環境保護行政主管部門は、環境管理における政策決定のニーズと環境保護技術の発展状況により、また技術評価に基づき《奨励目録》と《モデル目録》を制定・公布する。また上記二つの目録を基に技術モデル事業を展開し、年間技術モデルプロジェクトを発表する。

(一) 《奨励目録》に組み入れる技術は、プロジェクトの実践証明を経て、成熟した技術、安定・信頼また経済的・合理的な汚染防止効果を持つ各種環境保護技術、工程及び製品である。《奨励目録》を以って各レベルの環境保護部門と汚染防止ユーザーが優先的に成熟した信頼できる技術を選択し使用するよう指導する。

(二) 《モデル名簿》に組み入れる技術は、その技術工程に一定の創造的革新性を備え、また主要技術、経済及び環境指標には先進性を有し、プロジェクトが実際に使用するレベルにほぼ達している技術である。主に、汚染防止新技術、新工程のプロジェクト化モデル、既存技術の規模及び応用分野拡大モデル、導入技術の国産化モデル、重大な環境問題を解決する集約化・集積化された技術モデル等が含まれる。

《モデル名簿》を以って各レベルの環境保護特定資金及びその他の財政資金における汚染防止新工程、新技術のモデルプロジェクトの申告や審査、また企業自らが調達した資金によるモデルプロジェクトの技術選択を指導する。

#### 第十九条

《奨励目録》、《モデル目録》は以下の手順で制定・公布される。

(一) 国家環境保護行政主管部門が、その年度の申告、推薦指針を制定・公布し、社会で広く技術を募る。



(二) 技術機関はその年度の申告や推薦指針の内容に基づき、機関所在地の省レベルの環境保護行政主管部門に申請し、資料を提出する。

(三) 省レベルの環境保護行政主管部門は、申請資料の一次審査を経て、推薦書を提出し、国家環境保護行政主管部門へ報告する。《モデル目録》への申請を行う技術については、評価機構に委託し総合評価或いは実証評価を行い、技術評価報告を提出しなければならない。

(四) 国家環境保護行政主管部門は、申請する技術について評価専門家委員会（専門家チーム）へ手配（委託）し、選定評価を実施、その年度の《奨励目録》と《モデル目録》を制定・公布する。

## 第二十条

国家環境保護行政主管部門は環境保護業務の重点及び資金に基づき、技術モデル業務の実施を執り行う。

## 第二十一条

国家或いは地方の環境保護特定資金等の財政資金援助を申請する汚染防止新技術、新工程のモデルプロジェクトの技術は、《モデル目録》の規定に符合しなければならない。またプロジェクトの申告、推薦及び審査は《排出汚染費用徴収使用管理弁法》等の規定に基づき執行しなければならない。

企業自らが調達した資金で《モデル目録》に組み入れる技術モデルプロジェクトは、国家環境保護行政主管部門の技術モデルプロジェクトの管理とするよう申請できる。技術機関とモデルプロジェクトの建設機関は連名で省レベルの環境保護行政主管部門に申請し、省レベルの環境保護行政主管部門の一次審査、推薦を経て、国家環境保護行政主管部門の承認を得た後、技術モデルプロジェクトの管理に組み入れられる。

## 第二十二條

国家環境保護行政主管部門のモデル計画の下達後 30 業務日以内に、プロジェクト建設機関と技術機関は、国家環境保護行政主管部門或いは委託を受けた機構と《国家環境保護技術モデルプロジェクト任務書》(以下略称《モデル任務書》)に署名しなければならない。

## 第二十三條

モデルプロジェクトの所在地である省レベルの環境保護行政主管部門は、技術モデルプロジェクトの実施状況について毎年 2 回以上の追跡調査を行わなければならない。

国家環境保護行政主管部門は各地の追跡調査の状況に基づき、技術モデルプロジェクトの執行状況について不定期の抜き取り調査を行い、その結果を書面で省レベルの環境保護行政主管部門に通知しなければならない。

## 第二十四條

省レベルの環境保護行政主管部門は本弁法第二章総合評価の規定と《モデル任務書》の内容に基づき、技術モデルプロジェクトの安定操業後の三カ月以内に評価機構に委託しプロジェクトの執行状況について技術の事後評価を行い、事後評価報告を作成しなければならない。事後評価報告は技術モデルプロジェクト査収の主たる依拠としなければならない。

## 第二十五條

省レベルの環境保護行政主管部門はモデルプロジェクトの事後評価終了後の 20 業務日以内に、技術事後評価報告を国家環境保護行政主管部門に報告し記録しなければならない。

## 第二十六條

国家レベル及び省レベルの環境保護行政主管部門に組み入れられた技術モデ

ルプロジェクトは、プロジェクトの査収終了並びに事後評価審査の通過後、省レベルの環境保護行政主管部門の推薦及び国家環境保護行政主管部門の審査通過を経て、《奨励目録》に組み入れられる。

## 第二十七条

各レベルの環境保護行政主管部門は、以下の業務において《奨励目録》に組み入れられ事後評価審査を通過したモデル技術を優先的に採用・支援しなければならない。

(一) プロジェクト建設の環境管理、期限付き汚染源整備、省エネ排出削減等環境管理活動。

(二) 財政資金援助による汚染防止プロジェクト。

## 第二十八条

環境アセスメント、環境プロジェクトの設計等コンサルティング業務においては、《奨励目録》に組み入れられ事後評価審査を通過したモデル技術を優先的に採用しなければならない。

## 第二十九条

省レベル以上の環境保護行政主管部門は、環境保護産業協会、環境科学学会等、環境保護技術の普及における仲介組織の役割を積極的に発揮し、《奨励目録》の技術使用を推進しなければならない。

## 第三十条

各レベルの環境保護行政主管部門は《排出汚染費用徴収使用管理条例》、《排出汚染費用徴収使用管理弁法》及びその他の関連規定に基づき、またその年度の環境保護特定資金で定められた資金比率に依り、技術モデル業務を支援する。

### 第三十一条

環境保護技術モデル実施細則は、国家環境保護行政主管部門により別途制定される。

## 第四章 機構及び職員

### 第三十二条

環境保護技術評価の業務ニーズに基づき環境保護行政主管部門は、省レベル以上の環境保護科学研究院・研究所、国家環境保護プロジェクト技術センター等の既存機構で条件を備えた機関による評価業務の展開に依拠することができる。

評価機構が従事する評価業務は地域の制限を受けない。

### 第三十三条

技術評価業務を担う機構は、以下の基本条件を備えなければならない。

(一) 専門の評価チームを有する。評価担当職員の専門分野が、従事する技術評価業務の範囲に適応しなければならない。

(二) 各種評価情報の独立した処理分析能力を備える。新技術の検証評価業務を担う機構は、相応する実験設備、器械等ハード条件を備えなければならない。

(三) 独立した技術評価部門を備える。

(四) 一定規模の評価コンサルティングの専門家支援システムを有する。

### 第三十四条

技術評価に従事する職員は以下の条件を備えなければならない。

(一) 技術評価の基本業務を熟知し、技術評価の基本原則、方法及び技能を把握している。

(二) 大卒以上の学歴を有し、修めた専門分野と従事する専門分野とが評価する専門分野と一致するか或いは近く、その専門業務に4年以上従事している者。プロジェクト評価の責任者は、国家関連規定に基づき環境保護技師職業資格或いは環境アセスメント技師職業資格をすでに取得し登録しているか、或いはその専門分野の高級技術職の肩書を有する者。

(三) 関連する経済、環境保護方面の法規・法律及び政策を熟知している。

(四) 高い分析力及び総合判断能力を備える。

(五) 職業モラルを遵守する。

### 第三十五条

環境保護行政主管部門及び評価業務を展開する機構は、評価専門家バンクを作らなければならない。専門家バンクは、研究及び発展機構、大学、企業などの環境保護技術の専門家、経済・管理の専門家などから構成しなければならない。また技術発展と評価業務のニーズに基づき、適時構成の見直しが必要である。

多数の技術評価等の業務では、評価専門家委員会（専門家チーム）を同一分野の技術専門家、経済・管理の専門家により組織しなければならない。同一分

野の専門家は一般に 5~11 名で構成する。

### 第三十六条

評価専門家は以下の条件を備えなければならない。

(一) 高い専門知識レベルと実践経験、鋭い洞察力と高い判断能力を備え、評価される内容及び国内外の関連分野の発展状況を熟知している。

(二) 信用と科学モラルを備え、真摯、公平に処理に当たり、客観公正、進んで任を担う。

(三) 国家関連規定に基づき環境保護技師職業資格或いは環境アセスメント技師職業資格をすでに取得し登録している専門技術者、及び環境保護技術専門家、経済分析の専門家、管理専門家等。

### 第三十七条

環境保護技術評価に従事する技術モデル機構と職員、モニタリング及び検査測定機構と職員が本弁法の規定に違反し、評価の結果が著しく真実性を欠く場合、環境保護行政主管部門は状況に基づき是正を命じ、通達ののち委託を取りやめることができる。

### 第三十八条

技術及びモデルプロジェクトの建設機関が評価の過程において虚偽の資料、情報を提供し、評価業務の独立、客観、公正な進捗を妨げ、評価の結果が著しく真実性を欠く場合、環境保護行政主管部門は、それぞれの状況に基づき是正を命じ、通達ののち評価を受ける資格を取り消し、プロジェクトの協力を取りやめることができる。

### 第三十九条

評価を受ける対象と利益関係にある評価機構、評価職員、評価専門家は、自ら回避し、当該機関、当事者と利益関係のある評価活動に参加してはならない。

## 第五章 附則

### 第四十条

省レベルの環境保護行政主管部門は、本弁法に基づき当該地域の技術モデル実施細則を制定する。

### 第四十一条

本弁法は国家環境保護行政主管部門が解釈を担う。

### 第四十二条

本弁法は公布日より施行される。